

独立行政法人家畜改良センターにおける温室効果ガス排出抑制等のための実施計画

平成20年2月26日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）に基づき、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）における温室効果ガスの排出抑制等のための実施計画を以下のとおり定める。

第1 対象となる事務及び事業

センターの実施計画の対象となる事務及び事業は、センター（本所及び牧場）が主として行う事務及び事業とする。

第2 対象期間

センターの実施計画は、平成19年度から平成24年度までの期間を対象とするものとし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

第3 目標

平成18年度比で、センターの事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね6パーセント削減することを目標とする。

第4 事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態

センターでは、実施計画の期間中、毎年度、センターの事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、環境報告書において公表する。

第5 措置の内容等

第3の目標を達成するため、以下の取組に努める。

1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達を適切に実施し、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮する。

(1) 低公害車の導入等

- ① センターの保有する車（以下「センター車」という。）について、車の買換え及び新規購入に当たっては、より温室効果ガスの排出の少ない低公害車を導入する。
- ② 有料道路を利用するセンター車については、ETC車載機を搭載する。
- ③ バイオエタノール混合ガソリン及びバイオディーゼル燃料を利用する。

(2) 自動車の効率的利用等

- ① 待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ② タイヤ空気圧調整等の定期的な点検・整備を行う。
- ③ カーエアコンについては、適切な温度設定を行う。
- ④ 不要な荷物を積まない、急発進しないなど、燃費向上のための取組を行う。
- ⑤ 職員に対して低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化の呼びかけを行う。

(3) 省エネルギー型OA機器等の導入

パソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、買換え及び新規購入に当たっては、エネルギー消費のより少ないものを導入する。

(4) OA機器等の使用に当たってのエネルギー使用量の抑制等

- ① OA機器、家電製品については、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 冷暖房温度の適正管理を行う。
- ③ 夏季における執務室での服装については、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。
- ④ 冷房中においては、ブラインドの使用を励行する。また、冷暖房中の窓及び出入り口の開放禁止を徹底する。
- ⑤ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑥ 水曜日および給与支給日の定時退庁を一層徹底する。
- ⑦ 事務の見直しにより、超過勤務を削減する。
- ⑧ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯する。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯する。
- ⑨ トイレ、廊下、階段等では、自然光を活用する。

(5) 節水機器の導入

洗濯機等水を使用する機器について、買換え及び新規導入に当たっては、節水型のものを導入する。

(6) 機器の使用水量の抑制

洗濯機等水を使用する機器は、使用水量を必要最低限に設定して使用する。

(7) 環境負荷の小さい用紙類等の使用

- ① コピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙を使用した製品を使用する。
- ② 印刷物については、再生紙や間伐材を原料とする紙を使用する。
- ③ 文具類、機器類等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

(8) 用紙類の使用量の削減等

- ① 事務手続きの一層の簡素化を行う。
- ② 文書類等の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量とする。
- ③ 特段支障のない限り、両面印刷・両面コピー・縮小コピー（複数ページを1ページに縮小してコピー）を利用する。
- ④ 使用済み用紙の裏紙を使用する。
- ⑤ 使用済み封筒を再使用する。
- ⑥ 不要となった用紙（ミスコピーや使用済文書等）について、再使用が不可能となった場合は、シュレッダー化して堆肥の副資材とするなど再利用する。
- ⑦ ペーパレス化を進めるため、電子メール、広域ネットワーク閉鎖網の整備・活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムを整備する。

(9) 温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① ハイドロフルオロカーボン（HFC）を使用している製品を購入・使用する場合には、地球温暖化への影響のより小さい機器を選択する。
- ② エアゾール製品を購入・使用する場合には、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した非フロン系製品を選択する。
- ③ 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前に確認する。
- ④ 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等を選択する。
- ⑤ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品を選択する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

建築物の建築、管理等に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮する。

- ① 冷蔵施設、空調設備等について、買換え及び新規導入に当たっては、温室効果ガ

スの排出の少ない機器を導入する。

- ② 冷蔵施設、空調設備等について、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。
- ③ 施設の電気機械器具について、廃棄・整備するに当たっては、六ふっ化硫黄（S₆F₆）の漏洩を防止する。
- ④ 冷暖房温度の適正管理を行う。
- ⑤ 太陽光発電、太陽熱利用及び燃料電池を導入する。
- ⑥ 建物等の敷地について、植栽を施し、緑化を推進する。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

その他の事務・事業に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮する。

(1) リサイクルの推進、廃棄物の減量等

- ① 薬品等の物品は、在庫管理を徹底し期限切れ廃棄等を防止する。
- ② 廃棄物は、地域のルールに基づき分別する。
- ③ 用紙類の使用量を削減する。
- ④ 車及び家電リサイクル対象品を廃棄する場合には、適正に処理する。
- ⑤ シュレッダーにより細かく刻んだ使用済み用紙は、牛舎の敷料等として利用する。
- ⑥ 台風等で倒れた木材のうち製材できないものについては、薪材や細かく砕いて家畜排せつ物のたい肥化処理のための副資材として利用する。
- ⑦ 発酵処理したたい肥は、牛舎の敷料として利用する。
- ⑧ 産業廃棄物として処理される予定のバーク、もみがら、コーヒー粕、きのこ菌床等を外部から受け入れて、家畜排せつ物のたい肥化処理のための副資材として利用する。
- ⑨ 廃棄されたタイヤは、飼料作物を貯蔵しているサイロの重石として利用する。

(2) メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の排出の抑制

- ① ほ場における施肥方法を改善する。
- ② 家畜排せつ物は、適正に処理する。

4 職員に対する研修等

- ① 地球温暖化対策に関する研修に積極的に参加させる。
- ② センター内LAN等により、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

5 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の策定・評価・点検及び推進は、「独立行政法人家畜改良センター環境マネジメント委員会」において実施するものとする。
- ② 毎年度、本計画の実施状況について、自主的に点検を行い、必要に応じ、本計画の見直しを行う。

独立行政法人家畜改良センターの温室効果ガス排出削減計画

	単位	平成18年度	平成24年度
電 力	トン-CO ₂	4, 1 1 1	
燃 料	トン-CO ₂		
灯 油		9 6 0	
A重油		3 9 5	
ガソリン		2 0 1	
軽 油		1, 9 7 8	
プロパンガス		1 5 1	
合 計	トン-CO ₂	7, 7 9 6	7, 3 2 9 (-6%)

注) 各燃料の排出係数は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.2.1 (平成19年6月 環境省、経済産業省) を使用した。